



令和5年8月1日

「子どもSOS相談フォーム」正式運用について

世田谷区では、小・中学生の悩みや不安を受け止めて解消につなげるため、令和5年7月18日より区立小・中学生に配付している学習者用タブレット端末（iPad）を活用した「子どもSOS相談フォーム」の正式運用を開始しました。

1 「子どもSOS相談フォーム」

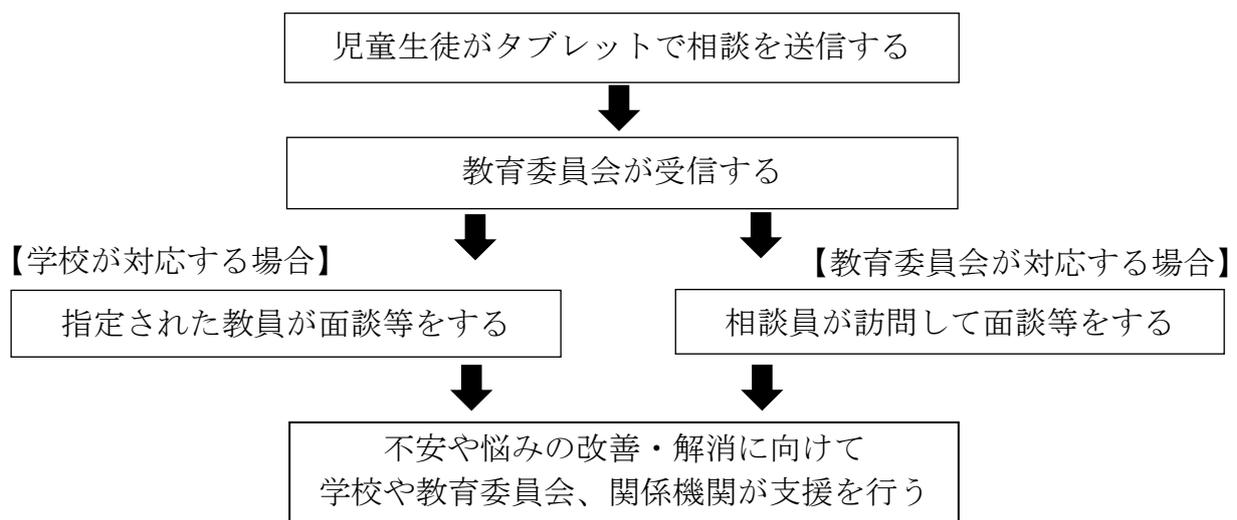
区立小・中学生の悩みや不安を受け止め、解消につなげることを目的として、区が配付している学習者用タブレット端末（iPad）から教育委員会に直接相談内容を送信できるアンケートフォーム。

2 相談フォームの特長

- ・子どもたちが、相談したいと思ったときに、自分のタブレットから相談ができる。
- ・子どもたちが、話を聞いてほしいと思う相手を選べる。
- ・子どもたちが選んだ相談相手が面談を行うとともに、相談内容に応じて他機関と連携・協力を図りながら悩みや不安などを解消する。

○教育相談室 ○せたホッと ○世田谷区児童相談所
○子ども家庭支援センター ○警察 ○少年センター

3 相談から面談、支援までの流れ



◎問合先 教育指導課 電話03-5432-2703